特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第５号

岡山県倉敷市水江1207番地１
清算株式会社　株式会社プレミネント
代表清算人　　秋山廣澄
１　決定年月日　令和８年６月２６日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残存資産から必要な費用を控除した残額である44万6271円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
　２　　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　３　　各協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　４　　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　　この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以　上
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（ヒ）第２０１１号

東京都目黒区八雲３丁目２３番２０号
清算株式会社　世田谷商事株式会社
代表清算人　櫻井　歩身
１　決定年月日　令和８年６月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　協定債権の定義
　特別清算開始決定日（令和８年４月14日。以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする。
２　弁済の場所及び端数の切捨て
　本協定における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社（以下「会社」という。）の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　利息及び遅延損害金
　会社は、協定債権者より、開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額の免除を受ける。
２　会社財産及び協定債権額の確認
　会社及び協定債権者は、本債権者集会時における会社財産の額がゼロであること、及び、特別清算開始決定時の各協定債権者の協定債権額が別紙記載のとおりであることを確認する。
３　免除
　会社は、協定債権者より、本協定認可決定確定後、協定債権の全額の免除を受ける。
４　追加弁済
　前項の債務免除後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、その協定債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者による前項の債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　債権の移転時の取扱い
　本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始